

「長野県高齢者居住安定確保計画」(案)に対する意見等への対応

建築住宅課

区分	該当項目	意見	回答
パブリック コメント	<p>25 頁</p> <p>①第 3 章第 1 節(2)イ</p> <p>◆民間賃貸住宅と連携した住宅セーフティネットの充実</p> <p>○公営住宅を補完するものとして、民間の賃貸住宅や空き家を新たな住宅セーフティネットとして活用する仕組みの導入の検討を進めます。</p>	<p>○国土交通省住宅局が出した「新たな住宅セーフティネット制度」で</p> <p>①住宅確保要配慮者向け賃貸住宅の登録制度</p> <p>②登録住宅の改修や入居者への経済的支援</p> <p>③住宅確保要配慮者の居住支援</p> <p>が明確になっています。長野県としても、この具体化が早急に必要であると考えます。単に「検討を進める」では方向がみえない。</p> <p>○国土交通省のシェアハウスガイドブックは空き家の活用を中心に考えられているが、例えば、小規模多機能型居宅介護事業所等の福祉施設の周辺に高齢者のシェアハウスを展開できれば有効だと考える。福祉施設とのコラボも検討に値すると考える。</p> <p>○街なかでは、他県で取り組まれている学生や若者と高齢者との「共住み」施策がある。(大家さんと間借り人) それらも参考になると考える。</p> <p>○住まいだけの問題ではないが、独居高齢者にとって、入居・入所・手術などで求められる「保証人・身元引受人」はハードルが高いものである。これらに対しても検討が必要である。</p>	<p>○「新たな住宅セーフティネット制度」については、住宅確保要配慮者の入居ニーズや賃貸住宅を提供する事業者の意向についての実態を把握した上で、市町村や関係団体などのご意見をお聞きしながら、制度の基本となる住宅確保要配慮者の賃貸住宅の供給促進計画の策定に取り組んでまいります。</p> <p>○高齢者の多様なニーズや個々の身体状況に対応した住まいが選択できるよう、福祉分野との連携も進めてまいります。</p> <p>○多様な暮らし方を見据え、いただいたご意見などを参考とし世代間の共助など、新たな住まい方を提案してまいります。</p> <p>○高齢者の賃貸住宅等への円滑な入居を促進するため、賃貸住宅管理者、居住支援を行う団体等と課題を共有し、いただいたご意見についても検討してまいります。</p>